

一般仕様書
(真岡市水処理センター他 2 施設維持管理業務委託)

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、日本下水道事業団（以下「委託者」という。）が委託する真岡市水処理センター（真岡市八木岡 1309）、真岡市二宮水処理センター（真岡市久下田 2140）及び日本下水道事業団技術開発実験センター（真岡市八木岡 1309-2）の維持管理業務委託に適用する。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 本仕様書は、維持管理業務委託の一般仕様書であり、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された事項は本仕様書よりも優先する。

(用語の定義)

第2条 本仕様書に使用する用語の定義は次の各項に定めるところによる。

- 1 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、委託者が定めた監督職員をいう。
- 2 「検査職員」とは、委託業務の完了の検査に当たって、検査を行う者をいう。また、部分払の請求に係る検査を行う者をいう。
- 3 「総括責任者」とは、契約の履行に関し、業務の管理、統轄等を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- 4 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 5 「設計図書」とは、仕様書、図面、設計書等、委託内訳及びこれらに対する質問回答書をいう。
- 6 「仕様書」とは、一般仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。
- 7 「一般仕様書」とは、各業務委託に共通する遂行及び技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 8 「特記仕様書」とは、一般仕様書を補足し、当該委託業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき、委託者が指示した書面及び受託者が提出し委託者が承諾した書面を含むものとする。
- 9 「委託内訳」とは、委託業務に関する工種、設計数量を示した書類をいう。
- 10 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。なお、設計図書に基づき委託者が受託者に指示した図面及び受託者が提出し、委託者が承諾した図面を含むものとする。
- 11 「指示」とは、委託者が受託者に対し、委託業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 12 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行又は変更に関して相手方に書面をもって

行為又は同意を求めるることをいう。

- 13 「通知」とは、委託者が受託者に対し、又は受託者が委託者に対し、委託業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 14 「報告」とは、受託者が委託者に対し、委託業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 15 「申出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関し、委託者に対して書面をもって同意を求めるることをいう。
- 16 「承諾」とは、受託者が委託者に対し、書面で申し出た委託業務の遂行上必要な事項について、委託者が書面により業務上の行為に同意することをいう。また、契約図書で明示した事項について、委託者又は受託者が書面により同意することをいう。
- 17 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 18 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 19 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 20 「受理」とは、委託者が受託者から提出された書類を受け取り、収めることをいう。
- 21 「了解」とは、受託者が委託者の指示を理解して聞き入れることをいう。
- 22 「提出」とは、受託者が委託者に対し、委託業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 23 「提示」とは、委託者が受託者に対し又は受託者が委託者に対し委託業務に係る書面又はその他の資料を示し説明することをいう。
- 24 「届出」とは、受託者が委託者に対し、委託業務に関する事項について書面をもって届け出ることをいう。
- 25 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印（電子押印を含む）したものと有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日、速やかに有効な書面を提出しなければならない。
 - (2) 電子納品を行う場合は、その詳細について別途委託者と協議を行うものとする。
- 26 「検査」とは、検査職員が委託業務の完了又は部分払の請求に係る業務の出来高等を確認することをいう。
- 27 「打合せ」とは、委託業務を適切かつ円滑に実施するために総括責任者と監督職員が面談（web会議等を含む。）により業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- 28 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 29 「協力者」とは、受託者が委託業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 30 「使用人等」とは、協力者又はその代理人あるいはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 31 「立会」とは、設計書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。

また、契約図書の定め及び監督職員の指示により総括責任者が当該現場又は地元協議等に立会い、必要な事項を行うことをいう。

32 「確認」とは、契約図書に示された事項について受託者が臨場又は関係資料によりその内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(業務の着手)

第3条 受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 21 日以内に委託業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは総括責任者が委託業務を実施するため、監督職員との打合せ又は実地調査を開始することをいう。

(設計図書の支給及び点検)

第4条 受託者からの要求があった場合で、委託者が必要と認めたときは、受託者に図面の原図又は電子データを貸与する。ただし、一般仕様書、各種基準、参考図書等市販されている、又は公開されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

- 2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は委託者に報告し、その指示又はその解釈に従って、委託業務を実施しなければならない。
- 3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し、図面、詳細図面等を追加貸与する、又は支給するものとする。

(監督職員)

第5条 委託者は、委託業務における監督職員を定め、受託者に通知するものとする。ただし、監督職員の氏名については、当該監督所管から通知するものとし、受託者等には主として、主任監督員、監督員、監督業務員が対応する。

- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督職員が契約図書の規定に基づく権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その指示等を行った後 7 日以内に受託者にその内容を通知するものとする。

(総括責任者)

第6条 受託者は、委託業務における総括責任者を定め、委託者に通知するものとする。

- 2 総括責任者は、受託者と直接雇用関係を有しているものであり、契約図書等の内容を十分理解し、さらに委託業務現場の立地条件等について把握しておかなければならない。
- 3 総括責任者に委任できる権限は契約図書に規定した事項とする。ただし、受託者が総括責任者に委任できる権限を制限する場合は、委託者に報告しない限り、総括責任者は受託者の一切の権限（契約図書の規定により行使できないとされた権限は除く。）を有するものとされ、委託者は総括責任者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 4 総括責任者は、委託業務の適正な履行を確保するため、業務の実施に当たっては、次の各号に掲げる諸事項を適切に行うとともに、現場作業者を指揮しなければならない。また、現場作業者に対し、適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及

び教育を行うとともに、委託業務が適正に遂行されるように管理及び監督をしなければならない。

- (1) 委託業務に必要な知識、技能、資格及び経験を有し、業務の管理を行うものとする。
 - (2) 受託者又は外部から通知又は報告を受けた場合には、速やかに委託者にその内容を正確に伝えるものとする。
 - (3) 受託者又は外部への通知又は連絡を行う場合には、その内容を相手に正確に伝えるものとする。
 - (4) 委託業務場所の状況についても精通しておくものとする。
 - (5) 委託業務に関する図書を適切に整理しておくものとする。
- 5 総括責任者は、業務の実施方法について、監督職員と打合せを行うものとし、その結果について相互に確認しなければならない。
- 6 総括責任者は、委託者が別途発注した関連業務の受注者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

(提出書類)

第7条 受託者は、委託者が指定した様式（「提出書類の様式」等による必要な関係書類をいう。）により、契約締結後指定期日までに関係書類について委託者に遅滞なく提出しなければならない。

- 2 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受託者は、業務月報又は業務日報について特記仕様書等に定めがある場合は、委託者に提出しなければならない。

(打合せ等)

第8条 委託業務を適正かつ円滑に実施するため、総括責任者と監督職員とは常に密接な連絡をとり、業務の方針変更及び条件等の変更に関わる打合せ等については、その都度受託者が書面に記録し相互に確認しなければならない。

- 2 総括責任者は、仕様書に定めのない事項について、又は疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

(業務計画書)

第9条 受託者は、業務計画書を作成し、本業務開始日の30日前までに、委託者に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。ただし、業務実施に不要な事項を省略できる。
 - (1) 業務概要
 - (2) 業務実施計画
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画

- (5) 連絡体制
- (6) 仮設設備計画
- (7) 安全管理計画
- (8) その他必要事項

3 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度委託者に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 委託者の指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

(資料等の貸与及び返却)

第 10 条 委託者は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与するものとする。

受託者はこれらの貸与資料にかかる貸与日、返却日等を一覧表に整理しなければならない。

2 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合又はその返却期限が過ぎている場合は直ちに委託者に返却するものとする。

3 受託者は、貸与された図書及びその他の関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一損傷した場合には、受託者の責任及び費用負担において修復するものとする。

4 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

(関係官公署への手続き等)

第 11 条 受託者は、委託業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公署等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は委託業務を実施するため、関係官公署等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。

2 受託者が、関係官公署等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に報告し協議するものとする。

(対外折衝に関する資料)

第 12 条 受託者は、委託者と協議の上、地元又は関係機関等との折衝に必要な測量、調査又は資料の作成をしなければならない。

(関連法令及び条例の遵守)

第 13 条 受託者は、委託業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等（以下「関係諸法令等」という。）を遵守しなければならない。

2 受託者は、総括責任者のほか、関係諸法令等に定める各種の責任者又は技術者等を定め、委託業務の実施中その者を所定の業務に従事させなければならない。

3 受託者は、当該委託業務の計画、図面、仕様書又は契約そのものが、関係諸法令等に照らし不適当な場合又は矛盾していることが判明した場合は、直ちに委託者に報告し、その確認を請求しなければならない。

4 受託者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）の規定により、雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しないなければならない。

(検査)

第 14 条 受託者からの完了通知書、定時確認請求書又は適時確認請求書の提出により委託者は、受託者に対して検査日を通知するものとする。なお、受託者は検査に必要な書類及び資料等を整備し委託者に提出するものとする。

2 検査職員は、受託者及び監督職員の立会いの上、検査を行うものとする。

3 検査の種類は以下のとおりとする。

(1) 完了検査 委託業務の契約の履行の完了を確認するための検査

(2) 定時検査 委託業務の完了前に代価の一部を支払うため、月ごと及び年度ごとに、契約の履行状況を確認するための検査

(3) 適時検査 委託業務の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合（業務の中止、打ち切り又は契約の解除を含む。）、契約書に定める回数の範囲内で、当該一部の契約の履行の完了を確認するための検査

4 受託者は、検査において指示事項を受けた場合は、検査指示事項確認書を委託者に提出し、当該処置完了の確認を受けなければならない。

(契約変更)

第 15 条 委託者は、次の各号に掲げる場合において、委託業務に係る委託契約の変更を行うものとする。

(1) 業務内容の変更により契約委託料に変更を生じる場合

(2) 委託期間の変更を行う場合

(3) 委託者と受託者が協議し、委託業務の施行上必要があると認められる場合

2 委託者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 委託業務の一時中止に伴う増加費用及び委託期間の変更等決定済みの事項

(2) その他委託者と受託者との協議で決定された事項

(委託期間の変更)

第 16 条 委託者は、受託者に対して委託業務の変更の指示を行う場合において、委託期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2 委託者は、委託期間変更協議の対象であると確認された事項及び委託業務の一時中止を指示した事項であっても、残委託期間及び残業務量等から委託期間の変更が必要でないと判断した場合は、委託期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3 委託者の請求により委託期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに変更業務工程表を修正し提出しなければならない。

(一時中止)

第 17 条 次の各号に該当する場合において、委託者は受託者に通知し、必要と認める期間、委託業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

(1) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、委託業務の続行を不適当と認めた場合

(2) 環境問題等の発生により委託業務の続行が不適当又は不可能となった場合

(3) 天災等により委託業務の対象箇所の状態が変動した場合

(4) 第三者及びその財産、受託者、使用人等並びに委託者の安全確保のため、必要があると認めた場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認めた場合

- 2 委託者は、受託者が契約図書に違反する、又は委託者の指示に従わない場合等、委託者が必要と認めた場合には、委託業務の全部又は一部の中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受託者は委託業務の現場の保全については、委託者の指示に従わなければならぬ。

(事故の補償)

第18条 受託者は、雇用者等の委託業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

(著作権の譲渡等)

第19条 受託者は、本業務委託の業務計画者及び報告書等（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号。以下同じ。）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしてないにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしてないにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(成果物の使用等)

第20条 原則として委託業務遂行の結果得られた成果は、すべて委託者に帰属するものとする。

また、受託者は、業務の遂行により特許法に規定する発明、実用新案法に規定する考案をしたときは、委託者に報告するとともに、これを保全するために、委託者に帰属する出願、申請等の必要な措置を講じなければならない。なお、本項は第19条の規定に優先する。

- 2 委託者が、引き渡しを受けた契約の成果物が著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権

は委託者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が委託者に帰属する著作物については、委託者は自由に加除又は編集をして利用することができる。

- 3 受託者は、第 19 条第 5 項の定めに従い、委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で成果物を発表することができる。ただし、事前に委託者に対し発表内容を明らかにしなければならない。

(守秘義務)

第 21 条 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際しての守秘義務については、第 20 条第 3 項の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(安全等の確保)

第 22 条 受託者は、屋外で行う委託業務の実施に際しては、委託業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者への安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達 平成 29 年 3 月 31 日）を参考にして常に業務実施における安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 業務実施現場で別途の委託業務又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- 2 受託者は、仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、委託業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受託者は、委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者（以下「現場作業者」という。）に安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めなければならない。また、業務の内容に応じた安全教育及び安全訓練等（以下「安全訓練等」という。）の具体的な計画を業務計画書に記載しなければならない。
- 4 受託者は、委託業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、関係諸法令等に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受託者は、委託業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達 平成 5 年 1 月 12 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 酸素欠乏症等（酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）による）のおそれのある場所では、「酸素欠乏症等危険作業計画書」を作成し、委託者に提出しなければならない。
 - (3) 業務実施に伴い伐採した立木等を処分する場合は、関係諸法令等を遵守するとともに、

関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

- (4) 噫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (5) ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、関係諸法令等を遵守するとともに、周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (6) 業務実施現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い又はロープ等により囲うとともに、立ち入り禁止の標示をしなければならない。また、供用中の道路については、交通の安全について、委託者、道路管理者及び所轄警察署との協議等をはじめ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 6 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係諸法令等を遵守するとともに関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受託者は、屋外で行う委託業務の実施に当たっては、暴風、豪雨、豪雪、洪水、出水、高潮、地震、津波、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては、第三者及び現場作業者の安全確保に努めなければならない。
- 8 受託者は、委託業務の実施中に事故等が発生した場合には、直ちに委託者に報告するとともに、委託者が指示する様式により事故報告書を速やかに委託者に提出し、委託者から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。
- 9 受託者は委託業務が完了したときには、当該現場の残材、廃物及び木くず等を撤去し、現場を清掃しなければならない。
- 10 受託者は、緊急時に備え、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 緊急時における連絡体制を確立する。
 - (2) 緊急時連絡体制表を作成するとともに委託業務関係者に周知する。
 - (3) 緊急時に備えて必要な機器を常備し、仕様書の定め又は委託者の指示によりこれらの機器を業務計画書に明記する。

（環境対策）

- 第 23 条 受託者は、関係諸法令等及び仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染等の問題については、業務計画及び委託業務の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受託者は、環境への影響が予知された、又は発生した場合には、直ちに応急措置を講じるとともに、委託者に報告し、委託者の指示があればそれに従わなければならない。
- 3 委託者は、委託業務の実施にともない、第三者への損害が生じた場合には、受託者に対して、受託者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料の提出を請求することができ、この場合、受託者は必要な資料を提出しなければならない。
- 4 受託者は、委託業務の実施に際しては、次の各号に掲げる環境対策を講じなければならない。

- (1) 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設省大臣官房技術参事官通達 昭和62年3月30日)を参考にして、業務実施に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (2) 建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)」「排ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合は、この限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、委託者との協議を行わなければならない。

排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械の使用に当たって、受託者は、作業現場において使用する建設機械、指定ラベル及び現場状況がわかるように写真撮影を行い、委託者に提出しなければならない。また、使用機械については、業務計画書に排ガス対策型建設機械を明記し、委託者の確認を受けなければならない。

(持ち込み資機材)

第24条 受託者の持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、委託者の承諾を得た場合は残置することができる。

なお、残置資機材の管理は、受託者の責任において行うものとする。

(臨機の措置)

第25条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、天災等に伴い、成果物の品質及び委託期間に関して、業務管理上重大な影響を及ぼす、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

(業務報告書)

第26条 受託者は、業務報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。業務報告書の構成及び内容は、特記仕様書によるものとする。

(作業時間)

第27条 現場作業を行う作業時間は年間を通して午前8時30分から午後5時までの間、行うものとする。ただし、運転監視業務は24時間連続業務とする。なお、真岡市水処理センターに

おける作業時間外及び真岡市二宮水処理センターにおける終日の運転監視業務は、遠方監視装置による運転監視としてもよい。

- 2 受託者は、設計図書に現場作業を行う期日及び時間が定められている場合も含み、委託者の休日又は夜間（執務時間外）（以下「休日・夜間」という。）に作業を行う場合は、原則として作業を行う日の5日前までに理由を付した書面を委託者に提出しなければならない。また、休日・夜間の作業実施状況についても、速やかに委託者に報告しなければならない。

（調査・試験に対する協力）

第28条 受託者は、委託者が自ら行う、又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、委託者の指示によりこれに協力しなければならない。

（機器の運転、停止等）

第29条 受託者は、委託業務の実施に必要な設備機器の運転又は停止等の作業手順及び作業手段を業務計画書に記載する。業務計画書に記載の無い作業が必要な場合には、事前に委託者に連絡を行ったあと操作を行うこと。原則として受託者の判断により単独で行ってはならない。

- 2 委託対象施設の下水道設備は、24時間連続稼働しているので、維持管理に支障のないよう作業を行うとともに、作業時間はできる限り短縮する。

（機器等の損傷）

第30条 作業中に設備機器又は構造物を損傷（塗装を含む。）した場合は、委託者の指示するところより受託者の責任で復旧する、又は新品と取り替える。

（作業用電力、水道等）

第31条 作業に必要な電気、上水、井水又は再利用水は、特記仕様書に明記しない限り、委託者が指定する場所から委託者が支給する。ただし、必要な仮設材料等は、受託者の負担とする。なお、作業用電気を使用する場合は、業務計画書に次の事項に基づく仮設電気設備の設備内容、設置工程及び保安監督者等について記載し、当該施設の電気主任技術者又はその代行者の承諾を得なければならない。

- (1) 作業用電気は、委託者が指定する差し込みコンセントから取り出し、漏電遮断器付き作業用コードリール等を中継して使用しなければならない。
- (2) 電気を直接電灯分電盤又は動力配電盤から取り出す必要のあるときは、漏電遮断器付きの仮設配電盤を設置し、使用機器等と中継する。電気の取出し又は取外しは、電気工事士の資格を有するものが行わなければならない。また、作業用電気に係る盤の安全管理は受託者が行う。
- (3) 使用機器類（移動用電動工具を含む。）は、受託者が事前に安全を確認したものを使用することとし、D種接地を施す。

（クレーンの使用）

第32条 対象施設に設置されているクレーン等の使用は認めるが、有資格者により運転操作を行うこと。また、クレーン等の使用の後には点検を実施し記録する。なお、使用中の故障又は事故等はすべて受託者の責任とする。

（安全管理）

第33条 本業務の履行に係る安全管理については、関係法規及び監督官公署の指示を遵守しなければならない。また、次の事項に留意し、委託者の指示するものは書類で提出する。

(1) 連絡体制

(2) 資格を必要とする作業

ア 酸素欠乏等危険場所での作業

(酸素欠乏等指定箇所作業計画書及び測定記録を提出)

イ クレーン（玉掛けを含む。）作業

ウ 溶接作業

エ 足場組立作業

オ その他 特記仕様書に記載されている資格を必要とする作業

(3) 作業場所の区分

ア 日常の維持管理範囲と輻湊する場所

イ 日常の維持管理用通行路の確保

ウ 資材置場

(4) 危険作業における安全措置

ア 高所作業

イ 上下作業

ウ 電気事故防止

エ 安全標記

オ 保護具の着用

(5) 仮設作業における安全措置

ア 作業用足場

イ 仮設配線、配管

ウ トラック、クレーン等

(6) 防火管理、喫煙場所の指定

(7) 交通安全

(安全教育及び安全訓練)

第34条 受託者は委託業務の実施に当たり、事故が発生しないよう現場作業者に安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めなければならない。

また、業務の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を業務計画書に記載しなければならない。

(事故防止)

第35条 受託者は、業務に係る事故を未然に防ぐため、有効かつ適切な事故防止対策を講じなければならない。

2 受託者は、業務履行中、他の交通の支障となるような行為（道路上での荷卸等）又は公衆に支障を及ぼす行為（洗浄水の飛散、臭気の拡散等）をしてはならない。また、業務実施現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を講

じなければならない。

- 3 受託者は、業務中に事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、関係先及び委託者へ報告し、その措置方法について協議しなければならない。なお、措置完了後には「事故報告書」を作成し、委託者に提出するものとする。また、必要に応じて官公署に報告しなければならない。